

議員提出議案第 2 号

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫

鎌田聡

城下広作

橋口海平

熊本県議会議長 池田和貴様

## 熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議

本県の交通事故情勢は、昨年、発生件数が14年連続、負傷者数は16年連続でそれぞれ減少し、死者数にあっては46人と統計上記録が残る昭和23年以降で最少となった。これは警察、地方公共団体、関係機関団体のみならず県民を挙げた長年の努力の成果であると考えられる。

しかしながら、依然として予期せぬ交通事故により尊い命が失われていることに目を背けてはならず、さらなる交通死亡事故の減少を目指して一層の努力が不可欠である。

特に本県では、信号機のない横断歩道での車両の停止率が3割以下であることや、いまだに飲酒運転などの悪質危険な行為が横行している現状を踏まえ、熊本県の持続的発展のため安全で快適な交通環境を整備していく上でも、県民一人一人の交通安全意識の高揚と交通マナーのさらなる向上に努めていかなければならない。

よって、熊本県議会は、特に交通安全効果が確認できる下記の事項について県民一丸となって取り組んでいくことで、交通安全に対する県民の気運を醸成し、交通事故のない安全で安心な交通社会の実現を図っていくことを宣言する。

### 記

1. 歩行者の安全確保～特に横断歩道における歩行者保護の徹底
  - ・ 運転者は、歩行者による横断歩道通行の安全に配慮する。
  - ・ 歩行者は、横断歩道が付近に設置されている場合には、横断歩道を渡る。
  - ・ 道路管理者は、引き続き歩行者が安心して通行できる道路環境を整備する。
  - ・ 警察は、横断歩道を見やすく分かりやすく整備するとともに交通安全についてさらなる啓発を行う。
  - ・ 学校教育では、子供に対し安全な道路の横断方法などの交通安全について教育・指導する。
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 自転車の安全利用の徹底

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊本県議会